

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

大分市保健所長 殿

住所
申請者
氏名

年 月 日生

〔 法人にあっては、その名称及び事
務所の所在地並びに代表者の氏名 〕

電話番号 () -

次のとおり公衆浴場の営業をしたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

- 公衆浴場の名称
- 公衆浴場の所在地
- 営業の種別
- 公衆浴場の種類
- 公衆浴場の構造設備 (建築様式、採光換気装置、脱衣室、浴室、浴槽等)
- 使用水の種類
- 営業開始予定年月日

受 付

収入済印

--	--

添付書類

1 敷地内における建物の配置図、各階ごとの平面図及び脱衣室、浴室、浴槽等の詳細図 (縮尺及び面積を明記すること。)	要・不要	
2 営業施設から300メートル以内の見取図	要・不要	
3 飲用水、原湯、原水、循環水、排水、ガス等の配管図及び系統図	要・不要	
4 浴用に供する水(大分市公衆浴場法施行条例第5条第1項第7号に定めるもののうち 浴槽水を除く。)に関する水質検査の結果書	要・不要	
5 飲用に供する水が水道法(昭和32年法律第177号)第4条に定める水質基準に 適合していることを証する検査結果書(水道水等により供されるものを除く。)	要・不要	
6 法人にあっては、定款又は寄付行為の写し	要・不要	

区 分		確認欄	状 況
構造設備	区画		脱衣室と浴室の間は、見通しのできる方法で区画されている。
	床面及び側壁		浴室の床面及び側壁(高さ メートルまで)は、耐水材料()を使用し、浴室の床面は排水及び清掃の容易な構造である。
	浴槽の縁の高さ		浴槽の縁の高さは、洗い場の床から5cm以上である。
	湯栓及び水栓数		上がり用湯及び上がり用水を十分供給できる数を設けている。
	飲料水供給設備		浴室又は脱衣室には入浴者の利用しやすい場所に1ヶ所以上飲料水の供給設備があり、飲用に適する旨の表示がなされている。
	便 所		便所は、入浴者が利用しやすい場所にあり、防虫、防臭、流水式手洗設備がある。
	循環式浴槽		原湯、原水は循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造である。 循環ろ過水は浴槽の下部に近い部分から補給する構造である。
	サウナ設備		サウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備え常に適温を保持できる。
		サウナ室には、室内を容易に見通すことができる窓が設けてある。	
		サウナ設備は、入浴者が内部から開閉できる構造である。	
衛生措置	換気・採光等		換気、採光、照明、採光について、脱衣、入浴等に支障ない。
	上がり用湯水		上がり用湯水は十分な量を供給できる。
	浴 槽 水		浴槽には十分に湯水を供給でき、浴槽水を満たすことができる。
			露天風呂の湯水が、浴槽水に混じらない。
	打たせ湯・シャワー		打たせ湯・シャワーは浴槽水を使用していない。
	貯 湯 槽		イ.循環式浴槽の貯湯槽は、原湯の温度を60℃以上に保つことができる。
			ロ.循環式浴槽の貯湯槽の原湯は消毒できる。
	浴槽水の消毒		循環式浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入できる。
	水位計		イ、無 ロ、配管内の洗浄及び消毒をできる構造又はセンサー方式である。
	回収槽		イ、無 ロ、循環式浴槽の回収槽の湯水は消毒できる。
	気泡発生装置等		循環式浴槽で気泡発生装置等エアロゾルを発生させる装置を設置している場合には、当該浴槽水等に連日使用している浴槽水を使用していない。
	配 管		循環式浴槽の配管は内部の湯水を完全に排水できる構造である。
注 意 事 項		入浴上の注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示している。	
衛生管理責任者		浴場等の衛生管理の責任者（氏名： ）	
風紀措置			浴場施設は男女別に区別され、その境界には隔壁を設けて、相互に見通すことはできない。
			脱衣室の出入り口には男女別の表示がなされている。
			脱衣室、浴室は外部から見通しできない。
			従業員の服装は清潔で、善良な風俗を乱すおそれはない。
設置場所は公衆衛生上 支障なし			
施設から一番近い一般公衆浴場との距離（一般公衆浴場のみ） メートル			
使用水 原湯（温泉 ・ 井水 ・ 水道水 ・ その他 ）・原水（温泉 ・ 井水 ・ 水道水 ・ その他 ）			
浴槽 かけ流し 循環（毎日換水 ・ 週に1回以上換水 ）			
建物の様式 造 階建（施設は 階にある。）			
調査日 年 月 日 環境衛生監視員			
その他の事項			※施設付近の略図